

財務省告示第二百三十号

個人向け国債の取扱機関になることができる者のうち、個人向け国債の募集の取扱いを認めることが適当でないとして認められる者を除いた者を変更したので、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第五項の規定に基づき、個人向け国債の募集の取扱いを行うことができる者を定めた件（平成十七年十二月財務省告示第四百五十一号）の一部を次のように改正し、平成十八年五月三十一日から適用する。

平成十八年五月三十一日

財務大臣 谷垣 禎一

「、みどりの農業協同組合」の次に「、
い農業協同組合、札幌市農業協同組合、道央農業協同組合、北石狩農業協同組合、ながぬま農業協同組合、新砂川農業協同組合、きたそらち農業協同組合、あさひかわ農業協同組合、当麻農業協同組合、美瑛町農業協同組合、ふらの農業協同組合、北ひびき農業協同組合、美幌町農業協同組合、オホーツク網走農業協同組合、斜里町農業協同組合、栗っこ農業協同組合、山形市農業協同組合、そうま農業協同組合、金沢中央農業協同組合、石川かほく農業協同組合、能登わかば農業協同組合、おぞら農業協同組合、松阪農業協同組合、岸和田市農業協同組合、土佐くろしお農業協同組合、唐津農業協同組合」を加え、「、京都府信用農業協同組合連合会」の次に「、北海道信用農業協同組合連合会」を加え、「、札幌中央信用組合」の次に「、札幌中央信用組合」の次に「、

る。に「、北郡信用組合、大阪貯蓄信用組合」を加え